(4)　北緯一六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
(5)　北緯一六度一九分五九秒　東経一一二九度〇〇分〇〇秒
乙区域
次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面
(1)　北緯一六度二三分一四秒　東経一一二八度一九分五三秒
(2)　北緯一六度五七分四六秒　東経一一二九度〇〇分〇〇秒
(3)　北緯一六度一九分五九秒　東経一一二九度〇〇分〇〇秒

(1)　北緯一六度二三分一四秒　東経一一二八度一九分五三秒
(2)　北緯一七度〇六分一四秒　東経一一二九度〇九分五二秒
(3)　北緯一六度一九分三〇秒　東経一一二九度一二分〇〇秒

の軍隊からの通報により、乙区域において、漁具を船外に残すことを必要とする漁法又は延縄による漁船の操業は差し支えない。

○防衛省告示第百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、使用条件変更、追加提供及び新規提供が平成二十六年七月十五日次のとおり決定された。

平成二十六年七月十六日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一六一	小松飛行場	輪島市	国有	建物：約八〇平方メートル
四一六一	小松飛行場	輪島市	国有	工作物：水道等 平成二十六年二月二十一日 建物：約二四〇平方メートル 平成二十六年四月十七日 土地：約三二〇平方メートル 平成二十六年四月三十日
四一六一	小松飛行場	京丹後市	国有	土地：約一四、〇〇〇平方メートル 座間市が「座間総合病院（仮称）」の地下部分に係る工事用地として共同使用する。
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	民有	
三〇七九	キャンプ座間	座間市	国有	

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	使用期間：当該土地の返還の日又は「座間総合病院（仮称）」の地下部分に係る工事完了の日のいずれか早い日まで 土地：約四〇〇、〇〇〇平方メートル
			民有	土地：約一、一〇〇平方メートル
			国有	建物：約七一〇平方メートル
			国有	工作物：舗床等 逗子市が都市公園整備用地等として共同使用する。
三〇九六	上瀬谷通信施設	横浜市	国有	土地：約九〇〇平方メートル（工事期間中） 土地：約二、三〇〇平方メートル（工事完了後） 横浜市がフェンス設置用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	工作物：気送管路等 気送管路等として追加提供する。
二〇〇六	八戸貯油施設	青森県三沢市、上北郡おいらせ町	国有	工作物：送油管等 送油管等として追加提供する。
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	建物：約三〇〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	建物：約二二〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。
三一〇二	相模原住宅地区	相模原市	国有	建物：約二、一〇〇平方メートル 工作物：門等 倉庫等として追加提供する。
四一六一	小松飛行場	輪島市	国有	建物：約七〇平方メートル 工作物：水道等 隊舎として追加提供する。
四一六一	小松飛行場	京丹後市	国有	航空自衛隊輪島分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 土地：約六九〇平方メートル 建物：約二〇平方メートル 工作物：電信線路等 電信線路設置用地等として追加提供する。 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。